

大和市告示第6号

大和市民間保育所等物価高騰対策支援金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年1月15日

大和市長 古谷田 力

大和市民間保育所等物価高騰対策支援金事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市民間保育所等物価高騰対策支援金事業実施要綱（令和5年大和市告示第151号）の一部を次のように改正する。

第1条中「光熱費の増額分に対し」を削る。

第2条第1号中「児童福祉法」を「認可保育所（児童福祉法）に、「設置する保育所」を「設置するものをいう。別表第1において同じ。）」に改め、同条第2号中「法第6条の3第10項」を「小規模保育事業（法第6条の3第10項）に改め、「小規模保育事業」の次に「をいう。別表第1において同じ。）」を加え、同条第3号中「法第6条の3第14項」を「ファミリーサポートセンター（法第6条の3第14項）に改め、「事業所」の次に「をいう。別表第1において同じ。）」を加え、同条第4号中「法第59条の2第1項」を「認可外保育施設（法第59条の2第1項）に改め、「」の次に「をいう。別表第1において同じ。）」を加え、同条第5号中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」を「認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）に改め、「認定こども園」の次に「をいう。別表第1において同じ。）」を加え、同条第6号中「学校教育法」を「幼稚園（学校教育法）に改め、「幼稚園」の次に「をいう。別表第1において同じ。）」を加える。

第3条を次のように改める。

（補助の対象者）

第3条 補助の対象となる者は、第5条の規定による申請（以下「申請」という。）の時点において民間保育所等を運営する者であって、少なくとも令和6年3月31日までの間、事業の廃止又は休止（神奈川県又は本市への届出を行わない場合を含む。）をせず、その運営を継続する予定であるものとする。

第4条及び第5条を削る。

第6条第1項を次のように改める。

支援金の額は、別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める額とする。

第6条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項」を「前項」に、「支援期間を対象」を「令和5年10月から令和6年3月までを対象期間」に改め、「寄附金等を」の次に「他の地方公

共団体から」を加え、同項を同条第2項とし、同条第5項を削り、同条を第4条とする。

第7条第1項中「大和市民間保育所等物価高騰対策支援金交付申請書」を「大和市民間保育所等物価高騰対策支援金交付（変更）申請書」に改め、同項中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第8条中「前条第1項」を「前条」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（変更の申請）

第7条 前2条の規定は、申請内容に変更があった場合（金額の変更を伴う場合に限る。）について準用する。

第9条を第8条とする。

第10条中「別表」を「別表第2」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

別表中「第10条」を「第8条」に改め、同表第1号様式の項中「大和市民間保育所等物価高騰対策支援金交付申請書」を「大和市民間保育所等物価高騰対策支援金交付（変更）申請書」に、「第7条」を「第5条及び第7条」に改め、同表第2号様式の項中「第7条」を「第5条及び第7条」に改め、同表第3号様式の項を削り、同表第4号様式の項中「第4号様式」を「第3号様式」に、「第8条」を「第6条及び第7条」に改め、同表第5号様式の項中「第5号様式」を「第4号様式」に、「第8条」を「第6条及び第7条」に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第4条関係）

区分	支援金の額
認可保育所	60,000円
小規模保育事業を実施する施設	10,000円
ファミリーサポートセンター及び認可外保育施設	5,000円
認定こども園及び幼稚園	120,000円
第2条第7号に掲げる事業所	13,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の大和市民間保育所等物価高騰対策支援金事業実施要綱の規定により支給決定された支援金については、なお従前の例による。